

池田市地域公共交通計画アップデート業務委託に関する

公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

本業務は、これまで「池田市地域公共交通計画」に基づき、市民の移動手段の確保と利便性向上に努めてきた経緯を踏まえ、少子高齢化の進展や移動ニーズの多様化、運転士不足といった深刻な社会課題に対応することを目的とする。具体的には、既存の「池田市地域公共交通計画」に「池田市自転車活用推進計画」を統合・改訂することで、公共交通・個人交通の枠を超えた持続可能な交通ネットワークの構築をするものとする。

本業務は、国土交通省が所管する「地域公共交通確保維持改善事業」の支援対象に選定されており、当該事業の補助を活用して取り組むものである。計画改訂にあたっては、国の「アップデートガイダンス」に基づき、客観的データの利活用、医療・教育・住宅等の他分野との「共創」、居住誘導区域や都市機能誘導区域等の方針を示した立地適正化計画など関連する都市計画との連携および社会情勢の変化に即応できる体制の構築も重視する。

本計画書は単なる計画書の統合や改訂に留まらず、路線バスや鉄道といった基幹交通と、自転車等のラストワンマイルを担うモビリティが共栄共存する環境整備を推進する計画書として改訂し、年齢や居住地域を問わず、将来にわたって誰もが安全・円滑に、かつ自由に移動できる「移動の質」が高い街づくりの実現を目指す。

そのため、本業務の委託に際しては、価格のみならず、高度な企画提案力、専門性、および多様なステークホルダーとの調整能力を有する最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名：池田市地域公共交通計画アップデート業務
- (2) 業務内容：別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務規模（予定価格）：7,165,000円（税込）

3 参加資格

参加者は次の（1）～（7）にあげる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 池田市入札参加資格者名簿に登録されていること
- (3) 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされていないものであること。
- (5) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (6) 企業および別添仕様書の第6条（1）に記載の管理技術者は、大阪府内の自治体における地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画含む）および自転車活用推進計画の策定または改定について令和3年度以降に受注し、完了した業務の実績をそれぞれ1件以上有すること
- (7) その他別紙仕様書記載のとおり対応可能であること。

4 スケジュール

| | |
|----------------|---------------------|
| 公募の開始 | 令和8年4月6日（月） |
| 質問事項の提出期限 | 令和8年4月15日（水）12時まで |
| 参加表明書等の提出期限 | 令和8年4月21日（火）17時まで |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和8年5月8日（金）12時まで |
| 審査日（プレゼンテーション） | 令和8年5月中旬～下旬予定（後日通知） |
| 結果通知 | 令和8年5月末発送予定 |
| 契約締結 | 令和8年5月末契約締結予定 |

5 提出書類

参加予定者は、次の書類をそれぞれの期限までに提出すること。

【参加表明書等（令和8年4月21日（火）17時まで）】

- (1) プロポーザル参加表明書（様式－1）
- (2) 会社概要書（様式－2）
- (3) 業務実績書（様式－3－1）
- (4) 技術者業務実績（様式－3－2）
- (5) 公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式－4）
- (6) 会社概要・パンフレット等

【企画提案書等（令和8年5月8日（金）12時まで）】

- (7) 業務実施体制（様式－5）
- (8) 企画提案書（任意様式 A4 サイズ横型片面印刷 10枚以内）
- (9) 業務実施スケジュール（任意様式 A3 サイズ横型 1枚以内）
- (10) 業務見積書（任意様式 ※1）

※1 仕様書における各業務項目に沿って、各業務の見積価格の内訳を、消費税及び地方消費税を抜いた金額で明記すること。

【質問事項（令和8年4月15日（水）12時まで）】※質問事項がある場合のみ提出

- (11) 質問書（様式－6）

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月15日（水）12時まで

- (2) 提出方法

上記5の（11）を用い、電子メールで下記メールアドレス宛に提出すること。

メールアドレス：t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

(3) 質問に対する回答

令和8年4月17日(金) 17時までに市ホームページにて回答するものとする。

7 参加表明書等の提出

参加予定者は上記5の(1)～(6)を提出すること。(A4紙ファイルで綴じること。)

(1) 受付期間

令和8年4月6日(月)から令和8年4月21日(火) 17時まで

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参、郵送、メール(受付期間内必着)

※ メール受信可能な容量は約10MBまで、大容量メールの受信は不可のため、容量を超える場合はメールを複数回に分けて提出すること。

(4) 提出場所

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番号

池田市 都市整備部 都市政策課

E-mail t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

8 企画提案書等の提出

参加予定者は上記5の(7)～(10)を提出すること。(A4紙ファイルで綴じること。)

(1) 受付期間

令和8年4月6日(月)から令和8年5月8日(金) 12時まで

(2) 提出部数

各5部(書面提出の場合)

(3) 提出方法

持参、郵送、メール(受付期間内必着)

※ メール受信可能な容量は約10MBまで、大容量メールの受信は不可のため、容量を超える場合はメールを複数回に分けて提出すること。

(4) 提出場所

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番号

池田市 都市整備部 都市政策課

E-mail t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

(5) 記載要領

○提案範囲

提案範囲は池田市域全域とする。

○書式等

提案書(業務見積書は除く)は社名及び社名を連想させる記述やロゴマーク等を含めないこと

○提案項目

プロポーザルの提案は、以下の点に着目し行うこと。

- ① 本市基本情報の整理、分析について
 - ・既存公共交通（鉄道、路線バス、福祉バス等）の現状分析、課題整理の方法について
- ② 持続可能な公共交通の実現に向けて
 - ・交通以外の分野との連携、共創の観点からの取り組みについて
- ③ 地域公共交通計画の改訂関連
 - ・地域公共交通計画の改訂および計画実現に向けた関係者、市民、庁内組織横断的な調整等のプロセスやマネジメントの提案について

9 選定方法等

(1) 選定方法

原則、選定委員会において、提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションの審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た参加者を、優先交渉権者とする。ただし、最高得点を得た参加者の得点が、選定委員会で定める基準点に満たない場合は、採択しない。なお、参加者が3者を超える場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ3者に選定するものとする。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

(2) 評価項目及び配点

別表のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

参加者に対し、選定結果は文書で通知する。

(4) 選定結果の公表

選定結果については、市ホームページで公表する。

10 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

日 時：令和8年5月中旬～下旬予定（後日通知）

場 所：池田市役所 庁舎（予定）

※日時、場所等の詳細は、参加者に別途連絡する。

※リモートによるプレゼンテーションの実施を希望する場合、別途対応するものとする。

(2) 実施時間

1者につき30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）までとする。

(3) 機材等

市はスクリーン及びプロジェクター（HDMIケーブルを含む。）のみ用意するため、その他プレゼンテーションに必要な機材は、参加者で用意すること。

(4) プレゼンテーションを行う者

出席者は5名までとし、説明者は本業務に携わる担当者とする。ただし、担当者に加えて、担当者以外の者が説明することは差し支えない。

(5) プレゼンテーション資料

プレゼンテーションに使用する資料は、提案書に基づくものとする。（新たな提案の説明は認めない。）

1.1 契約について

契約内容及び仕様等については、採択された提案を基に、市と詳細を協議するものとする。なお、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

1.2 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記3の参加資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案に当たり著しい信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

1.3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに関して参加者が必要とした費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 市は、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に対し請求することはできない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに市へ文書で通知すること。

- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 市は、提出書類を参加者に無断で本プロポーザルの選定以外の目的に使用しない。
- (8) 市は、選定を行う作業に必要な範囲において提出書類の複製を作成することがある。
- (9) 市は、本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。

1 4 問い合わせ先

池田市 都市整備部 都市政策課（担当：小俣、鴻田、鈴木）

電 話 072-754-6281（直通）

F A X 072-752-6572

E-mail t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

(別表) 評価項目及び配点 (※採点表は具体的に書いてあげてもよい)

| 評価項目 | 審査内容 | 配点 |
|---------------|--|-----|
| 類似業務の実績及び実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務遂行に見合った業務実績があるか。 ・人員配置、業務分担等が本業務遂行に即しているか。 <p style="text-align: right;">など</p> | 15 |
| 業務の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的、内容、課題等について、十分理解されているか。 ・本業務の目的遂行、課題解決、業務体制、実施方針、工程計画に対して、適切な方針が示されているか。 ・発注者を支援する意欲、姿勢、配慮がされているか。 <p style="text-align: right;">など</p> | 25 |
| 業務の手法及び内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定テーマに対する課題設定、提案が適切になされているか。 ・提案内容に対し、実行できる見込みがあるか、またその工夫が提案できているか。 ・本業務遂行にあたり、手順や進行管理等が適切に示されているか。 <p style="text-align: right;">など</p> | 55 |
| 経済性 | <p>経済性を考慮した委託料見積額となっているか。</p> | 5 |
| 合 計 | | 100 |